

その他の鉄鋼業における飛来・落下災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	8~9	当社工場内のフライス機を使おうとして、盤上にあった鋳物をバリ取りしようとして手元に引き寄せたところ、足がもつれ体勢が崩れて鋳物が盤上から作業者の手前にずり落ち、左下腿に触れながら落下して受傷した。	52~29	10
2	20~21	熱処理炉にて加熱炉に入る鋼材を調整する治具（矯正ローラー）の交換作業中、矯正ローラーが載った台車を移動させようと一旦前に押したところ台車上のローラーが被災者側に寄ってきて台車の重心が偏り、台車が被災者の方へ倒れ右足首が台車の持ち手部分の下敷きとなり更に矯正ロールが太ももの上に乗っかり受傷した。 ※矯正ローラーの重量は約80kg~100kg程度。	36~299	100
2	15~16	当社、本社工場の酸洗・洗浄ラインにおいて、洗浄完了材（1.5mm×230mm×2900mm×30枚、130kg）の取り出し中に、回転集材機上の材料が搬送コンベアに引っ掛かって落下しそうになったため、手で押さえて落下を防止しようとしたが押さえきれず、左足上（安全靴着用）に落下し、その際に第1趾・第2趾を負傷した。再発防止策として、作業手順書の見直し、教育の徹底、設備改善を検討する。	49~49	30
3	15~16	トレーサー4号機にて切断した130t×500×652の製品を6.7kgの大ハンマーで叩いて落とす作業中、振り上げた際に柵が折れ、大ハンマーのヘッド部が首に当たった。	32~49	30
5	9~10	事業場工場内において、シリンダー部品の穴明け作業中、シリンダー部品片面に500トンプレスで押し込んだ穴開け用ポンチ（円筒形：高さ約200mm、重さ約20kg、底面径約160mm・上面径約120mm）を一旦抜くために、シリンダー部品を同僚従業員がマニピュレーターで挟んで裏返ししたところ、ポンチが抜けてテーブル	47~29	10

		(高さ約500mm)に当たった後、被災者の左足に落下した。		
5	10~ 11	1700スリッターでコイルをアンコイラードラムに挿入する作業をコイル側面で行っていた際に、コイルをコイルカーに乗せた状態でアンコイラードラムとの高さ調整をしている際に、高さ調整が出来ていない状態でコイルカーを前進させた為、コイル側面がアンコイラードラムの軸に当たり、コイルが被災者の方に転倒し胸を強打した。	19	50 ~ 99
7	13~14	工場内でレール割り作業（レールにガスバーナーで切れ目を入れて、大ハンマーで叩き割る作業）をしていたところ、大ハンマーがレールの端に当たり跳ね返ったレールが左足を直撃した。（レールは約1mで安全靴の柔らかい部分を直撃した。）	58	1~ 9
7	10~11	勤兵衛ヤード形鋼倉庫内において天井クレーンで製品（形鋼用）を移動先の置き場に搬送し下ろそうとした時吊り荷が別のはい山に接触し製品が落下した。その時ワイヤーを外すために追従していた被災者に衝突し負傷した。	21	10 ~ 29
7	3~4	高速道路メンテナンス関西において、仕事が終わりに、後片付けとして資材車の荷台からテラスター（荷物）をおろすパワーゲート（資材車後）に右足をかけ、飛び乗ろうとした際に片足が上がらず、左ひざを強打した。	23	1~ 9
7	15~ 16	工場内の作業場で、切断された製品を枠から抜くため、その製品の上に細長い鋼材を片方だけ接地させ、他方をパワーマグネットで吊り上げ、その直下に鉄の当てものを置いた。パワーマグネットの電源を切って落下させ、当てものに激突させた。その衝撃で製品と枠を離そうとしたが、右手で当てものを少し動かしているときに、吊り上げていた鋼材がマグネットから外れて落下し、それと当てものに右手が挟まれ負傷した。	18	100 ~ 299
9	13~ 14	上記日時当社の工場にて、運転手の被災者が工場内を移動をしていた時、作業用のクレーンが通過している所に出てしまい、タイミング悪くクレーンのマグネットから落下した鉄くずが左足にあたってしまい負傷したものである。	55	1~ 9
9	13~ 14	製鉄所鋼管工場造管出側H床にて製品の結束、払い出し作業に従事、結束の不揃いを発見した為、修正の為結束された鋼管（8本束）を架台に移動し降した際に1本の鋼管の端部（南側）が落下、修正しようとしてきた際に、鋼の北側が落下し、右	32	300 ~

		足を挟まれ負傷した。		499
10	16～ 17	事務所第二工場トラックヤードで積込作業中のトラック荷台の上で4×8製品を胴巻にて荷締する際、足跡がつかないように安全靴を脱ぎ、裸足で製品の上に乗って作業していたところ、となりの3×6製品の上においてあった締め機が左足親指の上に落ち骨折した。	46	10 ～ 29
10	9～ 10	当社工場内に於いて片付け作業をしようと高さ60cmの作業台上にあるH鋼を手前にずらした際、被災者の安全靴先端に落下し左足親指を受傷した。	25	10 ～ 29
12	11～12	被災者がスクラップの解体作業を行っていた付近で、別の作業者が重機を用いてスクラップの移動を行っていた。状況から見て、スクラップを移動させるため重機を旋回させた際に、遠心力でスクラップが飛んでしまい、被災者に当たったと思われる。作業者は、柱で被災者を認識できていなかった。	48	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html